

答申 情第45号

平成29年5月8日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年3月30日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年2月22日付け児相第2号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

2 異議申立ての経緯

- (1) 平成27年12月24日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「相模原市児童相談所が今夏、保護児童らを裸にして所持品検査をしていた等の問題に関する情報一切。同問題の会見についての分も含む。」の公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「所持品検査の実施経過と今後の対応等について（報告）」ほか24件を公開請求に係る公文書と特定し、このうち個人の氏名、電話番号等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため条例第7条第1号に、施設名、法人等の名称等は法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため同条第2号に、また、これらの情報は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであるため同条第5号エに該当するとの理由で非公開とし、平成28年2月22日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3) 平成28年3月4日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年同月30日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のように主張している。

- (1) 本件処分を取り消して、対象情報をさらに特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。ただし、児童の氏名、住所、連絡先は除く。
- (2) 文書の特定について
対象公文書が事件の重大性のわりにここまで少ないことは、子どもの権

利委員会：第3回最終所見第21条、22条に直接違反する。公文書の管理・作成の面でも不適切であったとの誹りを免れないものである。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。

たとえば、「講師への研修依頼時に講師謝礼及び旅費については辞退したいとの申し出あり」と記載されているため、その研修依頼時の文書並びに謝金及び旅費の辞退申出の文書等が特定されていない。

また、再発防止策の一環として職員研修の講演者に選択するまでの過程等も殆ど特定されていない。万一、取得・作成されていないとしたら、相模原市公文書管理条例（平成25年相模原市条例第46号）第5条1項に違反する。

（3）本件不開示部分について

ア 理由説明書の「非公開にした理由」は、決定通知書の「公開しない部分及び理由」に記載された内容と全く同一であるにもかかわらず、貴審査会への諮問から理由説明書の提出まで2ヶ月近くを要しており、2ヶ月もの歳月を徒過したことになる。また、文書の特定についても争っている以上、再度、探索・検索等をすべきであった。

また、どの開示文書のどの箇所がどのような情報であるからどのような理由で不開示とされたのか全く示されていないことは、明らかに相模原市行政手続条例（平成9年相模原市条例第13号）第8条及び第14条に違反している。

イ 非開示部分は、条例第7条第1号、2号ア、5号エに全て該当しないか、または、たとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。また、第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うべきである。たとえば、児童相談所職員らが、児童の人権保護上、不適切な行為をした日、並びに、当該職員の氏名等は、秘匿せず積極的に公にすべきである。

実施機関は、何という文書のどの部分がどのような情報であるからどの条文に該当して不開示としたということを説明しなかった。開示文書のうちどの黒塗り部分がどのような情報なのかは抽象的に説明すべきである。

本件開示文書の「・Aさんは、」から「と話す。」までの不開示箇所は、裸にされて嫌だったという趣旨であることが報道等においてすでに見られるものであり、その情報を、子どもを虐待した行政機関があえて不開示とすることは、子どもの虐待に関する情報はたとえ職務の一環として遂行されたにしても子どもを虐待した職員の情報と同時に虐待された子

どもの情報でもあるなどとして子どもの権利を盾に秘匿する強弁であつて、子どもの権利擁護の観点から著しく不適切である。

虐待事件の発生日は、そもそも個人に関する情報ではない。ゆえに、その日を推測しうる情報も、また、個人に関する情報ではない。そして、事案発生月のものであれ、職員勤務体制は、個人に関する情報であつても、条例第7条1号ただし書ウに該当する。

たとえ条例第7条1号に該当すると判断されたにせよ、虐待事件の発生日やその日を推測しうる情報は、実施機関がどのくらいの期間、公表を控えていたのかを正確に知るためにも、説明責任の観点から公表慣行があり同ただし書アに該当するとして開示すべきである。

本件開示文書において、「<職員から嫌なことをされたことはありますか?>」の欄に「時には「(不開示部分)なんだから」と言われ、時には「子どもなんだから」と言われる。特に「(不開示部分)なんだから」はプレッシャーになる。」と記載されている。しかし、この不開示部分は、差別用語が記載されているおそれがある。職員の保身のために不開示にしたとしたら、条例第7条の濫用である。

職員の氏名等が不開示とされているものが見られるが、本件対象文書中の実施機関職員の氏名は、いずれも職務遂行の内容に係るものであるから、明らかに条例第7条1項ただし書ウに該当する。

実施機関職員ではなく児童が回答したものであるが、いじめ自殺のアンケートについては、児童の氏名等の情報を不開示としたうえでその余りを開示するという判例が定着している。子どもの権利擁護のために、子どもの権利利益を害しない範囲で開示すべきである。

本件開示文書の「所持品検査の新聞報道に対する受付票」は、なぜ不開示なのかが全く示されていない。とくに、内容欄が殆ど黒く塗りつぶされたものには何が記載されているのか全く示されておらず、反論のしようがない。通常苦情や意見の内容であれば開示部分と同様の理由で開示すべきである。

実施機関は、理由説明書において、「公にすることにより、児童の安全、安心の確保を妨げ、また当所に対する市民等の信用を失墜させ、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」と主張している。しかしながら、本件児童虐待事件等により、すでに、実施機関職員が児童の安全、安心の確保を妨げ、また本件開示文書の苦情・意見の内容から貴所に対する市民等の信用を失墜させている以上、本件不開示情報の殆どを開示することにより、説明責任を果たし以て、児童の安全、安心を確保し、また失墜した信用を回復し事業事務の適正な遂行に

資しなければならない。

(4) 決定期間延長について

請求から決定までの期間に年末年始を含むことは、開示決定を延長する理由として不相当であるため、本件対象文書の性質も考え合わせると、開示請求権を侵害していると言える。今後は、同様のことがないようにすることを求める。

また、対象公文書の内容は複雑ではなく、開示決定を延長する理由として不相当であるため、本件対象文書の性質も考え合わせると、開示請求権を侵害していると言える。

本件開示請求が、社会的に弱い立場に追いやられた子どもの権利を十全に保障するためのものであるから、実施機関は、決定期間を延長することなく、迅速にかつ積極的に開示決定をなすべきであった。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている公文書について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、次のとおり特定した。

なお、この他、本件請求に係る公文書は作成又は取得をしていない。

- ・ 所持品検査の実施経過と今後の対応等について（報告）
- ・ 所持品検査の実施経過と問題点、今後の対応について（報告）
- ・ 児童相談所における所持品検査について（報告）
- ・ 児童相談所一時保護所における不適切な対応について
- ・ 民生部会（平成27年12月18日）の資料について（伺い）
- ・ 児童相談所一時保護所における所持品検査に係る報道提供等について
- ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会への事例等の提出について（伺い）
- ・ 児童相談所職場研修実施伺いおよび研修講師依頼について（伺い）
- ・ 児童相談所職場専門研修（社会的養護の支援を受けた体験者から学ぶ）について（報告）
- ・ 児童相談所職場研修「子どもの人権について」の実施について（伺い）
- ・ こどもの人権プロジェクトによる、アンケート調査の実施について（依頼）
- ・ 児童相談所職場専門研修「子どもの人権について」
- ・ 所持品検査の事案に関する電話・来所・メール受付件数
- ・ 所持品検査の新聞報道に対する受付票
- ・ 市民の声システムへの問合せに係る回答について（伺い）

- ・ 市民の声システムへの問合せに係る回答について（伺い）
- ・ （私案）所持品確認の方法
- ・ 市民の声システムへの問合せに係る回答について（伺い）
- ・ 市民の声システムへの問合せに係る回答について（伺い）
- ・ 連絡会結果報告（8回分）
- ・ こども人権プロジェクトによるアンケートの実施について（伺い）
- ・ 第三回子どもの人権プロジェクト（KJP）会議報告
- ・ 第四回子どもの人権プロジェクト（KJP）会議報告
- ・ 予算執行票（講師謝礼に係る支出負担行為書）
- ・ 養護班勤務表

（2）非公開とした部分

本件対象公文書のうち、非公開とした部分は、個人の氏名、住所、年齢、性別、学年、続柄、電話番号、メールアドレス、職業、職名、経歴、相談内容、発言内容、送信内容、体験した内容、入所等の状況、入所者等及び関係者への対応状況、支援等の方針及び内容、施設名、法人等の名称、所在地、法人等のメールアドレス、事案発生日を推測しうる日付及び曜日並びに事業名等の名称、事案発生日の職員勤務体制である。

（3）非公開とした理由

非公開とした理由は、次のとおりである。

- ア 個人の氏名、住所、年齢、性別、学年、続柄、電話番号、メールアドレス、職業、職名、経歴、相談内容、発言内容、送信内容、体験した内容、入所等の状況、入所者等及び関係者への対応状況、支援等の方針及び内容、施設名、法人等の名称、所在地、法人等のメールアドレス、事案発生日を推測しうる日付及び曜日並びに事業名等の名称、事案発生日の職員勤務体制は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため条例第7条第1号に該当し、非公開としたものである。
- イ 施設名、法人等の名称、所在地、電話番号、法人等のメールアドレス、入所者等及び関係者への対応状況は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため同条第2号アに該当し、非公開としたものである。
- ウ 個人の氏名、住所、年齢、性別、学年、続柄、電話番号、メールアドレス、職業、職名、経歴、相談内容、発言内容、送信内容、体験した内容、入所等の状況、入所者等及び関係者への対応状況、支援等の方針及

び内容、施設名、法人等の名称、所在地、法人等のメールアドレス、事案発生日を推測しうる日付及び曜日並びに事業名等の名称、事案発生日の職員勤務体制については、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、児童の安全、安心の確保を妨げ、また当所に対する市民等の信用を失墜させ、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであるため同条第5号工に該当し、非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成27年度に発生した児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）における児童に対する脱衣を伴う所持品検査（以下「本事案」という。）に係る公文書（健康福祉局こども育成部児童相談所所管分）である。

実施機関は、本件対象公文書のうち非公開とした部分について、条例第7条第1号、第2号及び第5号工に該当する旨主張していることから、異議申立人が争っていない児童の氏名、住所、連絡先を除き、以下、各号該当性について検討する。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

個人に関する情報とは、住所、氏名、性別、生年月日、本籍地、親族関係などの基本的事項に関する情報、団体等への加入状況や役職名、学校名などの社会的な地位、活動及び経歴に関する情報、学業成績、資格など知識、技能及び能力に関する情報、意識、主義、主張、趣味などの思想及び信条に関する情報、所得金額や公的扶助の有無など経済的な状況に関する情報、傷病歴や健康状態など心身に関する情報、要望・相談の内容、施設への入所状況、扶養関係、その他特定の個人が識別されうる一切の情報である。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが

できることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報とする趣旨であり、照合の対象となる「他の情報」には、一般人が通常入手し得る情報だけでなく、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

児童の一時保護の目的は、「児童の安全を迅速に確保するため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項）である。

児童の一時保護を行う必要がある場合については、厚生労働省の「児童相談所運営指針について」（以下「指針」という。）第5章に示されているとおり、「棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合」や、「虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」、「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合」などの緊急保護、「適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合」の行動観察、「短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合」の短期入所指導がある。

そして、指針では、援助の基本として、「子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する」とともに、「援助に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、いやしくも身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない」とされている。

したがって、関係者を含めた児童への一時保護対応状況、児童の発言内容や支援方針など、児童の一時保護に関する情報については、児童の健全な発達を阻害する事態を防止するとともに、児童の権利利益を擁護するために特に慎重な取り扱いが求められるところである。

加えて、本事案が児童に対する人権の配慮に欠けたものであることを考慮すると、被害を受けた児童の二次的被害や関係者への被害が発生するおそれを否定することはできないものとする。

このことを踏まえ、当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、個人の氏名、住所、年齢、性別、学年、続柄、電話番号、メール

アドレス、職業、職名、経歴、相談内容、発言内容、送信内容、体験した内容、入所等の状況、入所者等及び関係者への対応状況、支援等の方針及び内容、施設名については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから同号本文に該当する。

また、本事案発生日については、実施機関において、児童の二次的被害のおそれがあることを理由として、報道発表及び本事案を検証した「児童相談所一時保護所における所持品検査の検証報告書」（平成28年3月）等において、「平成27年夏頃」としているところであるが、本事案発生日並びに本事案発生日を推測しうる日付、曜日及び事業名等の名称（以下「本事案発生日等」という。）本事案発生日の職員勤務体制については、本事案発生日が特定されると他の情報との照合により被害を受けた特定の個人を識別することができることから、同号本文に該当すると判断する。ただし、事案発生日を特定されないためという趣旨を踏まえ、「夏頃」を広く解するとしても、おおむね10月以降については、特段の理由がある場合を除き、非公開とする範囲には含まれないと考えられ、公開すべきである。

なお、それ自体意味のない単なる文字や記号、その羅列したもの、また、個人の発言内容等であっても、氏名等他の個人情報と結びつくことがなく、その内容からは個人の権利利益の侵害のおそれがない部分、さらには法人等の名称、所在地、法人等のメールアドレスについては、同号本文には該当しない。

イ 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

異議申立人は、児童が回答したものについて、「いじめ自殺のアンケートについては、児童の氏名等の情報を不開示としたうえでその余りを開示するという判例が定着している。」「子どもの権利擁護のために、子どもの権利利益を害しない範囲で開示すべき」である旨主張している。

しかしながら、児童に対するヒアリングの内容については、被害児童が公表されることを想定せずに発言した率直な意見等が記されているものであり、同号ただし書ア「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められない。

また、異議申立人は、本事案発生日等について、実施機関がどのくらいの期間、公表を控えていたのかを正確に知るためにも、説明責任の観点から公表慣行がある旨主張しているが、そのような慣行があるとは認められない。

その他の同号本文に該当する部分についても、いずれも同号ただし書アに該当する情報とは認められない。

ウ 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

条例第7条第1号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

同号本文に該当する部分については、いずれも同号ただし書イに該当する情報とは認められない。

エ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

条例第7条第1号ただし書ウは、「公務員等（中略）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

「公務員の職務の遂行に関する情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものである。

異議申立人は、本件対象公文書中の実施機関職員の氏名は、いずれも職務遂行の内容に係るものであるから、明らかに同号ただし書ウに該当する旨主張している。

しかしながら、本件公文書に記載されている公務員の職務遂行に係る情報のうち非公開とされている部分については、いずれも当該情報が公務員以外の個人に関する情報でもあることから、全体として特定の個人に関する情報として同号本文に該当するものであり、その意味において同号ただし書ウに該当しない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

これは、法人等は、社会の構成員として、雇用の場の確保、社会へのサービスの提供、社会費用の分担等を通じて、社会に貢献しており、その適

正な事業活動は社会の存続、発展のために保護されなければならないことから、本号本文では、正当な利益を害するおそれがある情報などについて、非公開情報としての要件を定めたものである。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、法人等の名称、所在地、電話番号、法人等のメールアドレスについては、法人等に関する情報であって、公にすることにより、法人等における活動の自由が損なわれるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号アに該当する。

なお、実施機関は、施設名、入所者等及び関係者への対応状況について、本号に該当する旨主張しているが、既に上記(2)において同条第1号に該当すると判断したものについては、同条第2号該当性を判断するまでもない。

(4) 条例第7条第5号エ該当性について

条例第7条第5号は、「市の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げる」のうちエは、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」のあるものを規定している。

この場合の「支障」の程度は実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかによる。

実施機関が、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、児童の安全、安心の確保を妨げ、また児童相談所に対する市民等の信用を失墜させ、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであるため同号エに該当する旨主張する情報のうち、既に上記(2)及び(3)において同条第1号又は同条第2号に該当すると判断したものについては、同条第5号エ該当性を判断するまでもない。

その他の部分については、これを公開しても、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち法的保護に値する蓋然性があるとは認められないことから、同号エには該当しない。

(5) 条例第9条の適用について

異議申立人は、条例第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開を行うべきである旨主張している。

同条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該

公文書を公開することができるとするものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の非公開情報の規定に該当する情報について、実施機関の判断により、公にすることに、保護すべき利益を上回る公益上の必要があると認められる場合であり、同条第1号ただし書イの規定による人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公開することが必要な場合に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合をいうものである。

実施機関が非公開とした部分については、保護すべき利益を上回る公益上の必要があるとは認められないことから、異議申立人の主張は採用することができない。

(6) 特定の妥当性について

実施機関は、本件公開請求に基づき、上記4(1)のとおり本件対象公文書を特定し、他に公文書は存在しないとのことである。

当審査会において、異議申立人が主張する、講師謝礼等の辞退に係る研修依頼時の文書等及び職員研修講師選択過程等の文書を含め、他の公文書の存在について実施機関に改めて確認を求めたところ、同じ回答であった。

実施機関の説明には特段不自然、不合理な点はなく、文書の探索が不十分であるとすべき事情も認められないことから、実施機関において、本件対象公文書のほかに、本件公開請求の対象として特定すべき公文書を保有しているとは認められない。

また、異議申立人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月30日	実施機関からの諮問
5月25日	実施機関からの理由説明書を受理
6月29日	異議申立人から意見書を受理

10月 4日	審議 実施機関からの意見聴取
11月18日	審議
平成29年 1月24日	審議
3月 1日	審議
4月 7日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州

別表

区 分	公開すべき部分
所持品検査の実施経過と問題点、今後の対応について(報告)	
所持品検査の実施方法に関する意見集約シート	下から1行目(16面共通)
児童相談所職場研修実施伺いおよび研修講師依頼について(伺い)	
起案用紙	起案日欄、決裁日欄、施行日欄
児童相談所職員研修の講師について(依頼)	2行目、依頼日
職場研修実施伺	実施期間欄
児童相談所職場研修(社会的養護の支援を受けた体験者から学ぶ)実施要領	日時欄、予算欄
児童相談所職場専門研修(社会的養護の支援を受けた体験者から学ぶ)について(報告)	
起案用紙	起案日欄、決裁日欄、施行日欄、要旨欄
職場研修報告書	決裁欄上部日付、実施日時欄
児童相談所所内研修「社会的養護の支援を受けた体験者から学ぶ」実施結果	1行目
アンケート個票	月日(13枚各2か所)
お礼状	月日
研修資料「私の経験」	月日(18面各2か所)
児童相談所職場研修「子どもの人権について」の実施について(伺い)	
起案用紙	起案日欄、決裁日欄、施行日欄
児童相談所職員研修の講師について(依頼)	2行目、依頼日
職場研修実施伺	実施期間欄
児童相談所職場研修(子どもの人権研修)実施要領	日時欄
こどもの人権プロジェクトによる、アンケート調査の実施について(依頼)	
送信文	送信日時欄、アンケート締切日
こどもの人権プロジェクトアンケート	3行目、アンケート締切日
児童相談所職場専門研修「子どもの人権について」	
起案用紙	起案日欄、決裁日欄、要旨欄
職場研修報告書	実施日時欄
アンケート個票	月日(11枚各2か所、1枚1か)

	所)
お礼状	月日
研修資料(子どもの人権について)	月日
所持品検査の新聞報道に対する受付票	
平成27年12月15日	4枚目内容欄1行目
	7枚目内容欄下から3行目
	14枚目内容欄4行目
	34枚目内容欄3行目
	64枚目内容欄9行目
	67枚目内容欄1行目
	72枚目内容欄裏面16行目
	75枚目【電話の内容】1行目
	79枚目内容欄1行目
	83枚目内容欄4行目
	86枚目内容欄11行目12文字目から12行目まで
	87枚目内容欄4行目
	89枚目内容欄1行目
95枚目内容欄1行目	
平成27年12月16日	2枚目内容欄1行目
	13枚目内容欄1行目
	14枚目内容欄15行目
	15枚目内容欄4行目、下から1行目
平成27年12月17日	1枚目内容欄下から1行目
	7枚目内容欄1行目1文字目から4文字目まで
	9枚目内容欄下から3行目
平成27年12月18日	10枚目内容欄1行目
平成27年12月24日	3枚目内容欄1行目
市民の声システムへの問合せに係る回答について(伺い)	
市民の声システムで受付した(依頼された)案件一覧 (12月14日から15日まで)	2枚目2段目内容欄下から2行目から1行目まで
	3枚目2段目氏名欄

	6 枚目裏面 4 段目氏名欄、アドレス欄
市民の声システム処理票	1 3 枚目住所欄 1 文字目から 4 文字目まで
	1 4 枚目裏面項目原文欄
	2 6 枚目氏名欄
	5 3 枚目氏名欄
	6 7 枚目氏名欄
回答	5 1 枚目宛先欄
市民の声システムへの問合せに係る回答について（伺い）	
市民の声システムで受付した（依頼された）案件一覧（12月15日から16日まで）	1 枚目裏面 1 段目内容欄 1 1 文字目から 1 9 文字目まで
市民の声システム処理票	1 6 枚目住所欄 1 文字目から 4 文字目まで
	1 8 枚目住所欄
連絡会結果報告（8 回分）	
	1 枚目「土日の対応について」 4 行目、1 枚目裏面 1 行目から 2 行目まで
	2 枚目「その他」
	3 枚目「主な児童相談関係」 2 行目、「その他」
	4 枚目「主な児童相談関係」 1 行目、2 行目、4 行目、1 7 行目、1 9 行目、4 枚目裏面「その他」
	5 枚目 1 行目、「土日祝の対応について」 1 行目 2 文字目から 8 文字目まで、8 行目、「主な児童相談関係」、「その他」
	6 枚目 1 行目、「土日祝の対応について」 1 行目、2 行目 2 文字目から 9 文字目まで、6 行目、「主な児童相談関係」 1 行目、「その他」
	7 枚目 1 行目、「土日の対応について」、「主な児童相談関係」 1 行目、4 行目、「その他」

こども人権プロジェクトによるアンケートの実施について (伺い)	
起案用紙	起案日欄、処理期限欄、決裁日欄、 要旨欄
第一回権利擁護プロジェクト	2行目、「今後のプロジェクトチー ム運営について」
第二回権利擁護プロジェクト(報告用)	2行目、「配布時期」、「次回のプロ ジェクトチーム話し合い」
チェックシート検証結果	1行目(7面共通)
こどもの人権プロジェクト実施計画書	1枚目提出日欄、2枚目期間欄
こどもの人権プロジェクト(KJP)アンケート	3行目、アンケート締切日
第三回こどもの人権プロジェクト(KJP)会議報告	2行目、「今後の動き」
第四回こどもの人権プロジェクト(KJP)会議報告	2行目、(2)タイトル及び9行目、 「今後の動き」
予算執行票	起票日欄